

## 政令第二百四十四号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十三条第一項及び同法附則第二十二條の二の規定により読み替えられた同法第七十三条第二項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第二百一十一条第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「同項」を「次項」に改め、同条第四項第一号中「特定給付額」を「第二項に規定する特定給付額」に改め、同項第二号中「特定納付費用額に係る特定割合」を「前項に規定する特定

納付費用額（以下この号において「特定納付費用額」という。）に係る特定割合」に改め、同号口中「規定する」の下に「給付費割合を」を加える。

附則第十五条第一項の表以外の部分中「について、」の下に「前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた」を加え、同表第五条第一項第一号イの項中「附則第十五条第一項」を「附則第十六条」に、「同号」を「健康保険法第三条第一項第八号」に改め、同表第五条第一項第一号ロの項を次のように改める。

<p>前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五项第一号ロ</p>	<p>であつて指定組合特定被保険者を除く</p>	<p>であつて指定組合特定被保険者（経過的世界的組合員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員 と小規模事業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金が</p>
--	--------------------------	--

ある場合には、小規模事業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額から指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額を除く

附則第十五条第一項の表第五条第二項の項中「合算額」の下に「の合算額」を加え、同表第五条第三項の項を次のように改める。

<p>前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五项</p>	<p>であつて指定組合特定被保険者</p>	<p>であつて指定組合特定被保険者又は経過的组织員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的组织員（指定組合特定被保険者を除く。）を除く。）</p>
<p>並びに指定組合特定被保険者納付費用額</p>		<p>、指定組合特定被保険者納付費用額並びに経過的组织員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的组织員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、経過的组织員</p>

附則第十五条第一項の表に次のように加える。

		<p>合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び          経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く          。）に係る前期高齢者交付金の額に相当する          額を控除した額）として厚生労働省令で定め          るところにより算定した額</p>
<p>前条の規定によ          り読み替えられ          た第五条第四項          第一号及び第二          号イ</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指          定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過          的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）</p>
<p>前条の規定によ          り読み替えられ</p>	<p>の被保険者</p>	<p>の被保険者又は経過的組合員若しくは経過的          世帯員</p>

た第五条第四項

第二号ロ(1)

附則第十五条第二項を削り、同条を附則第十六条とする。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

(組合に対する補助の特例)

第十五条 平成二十七年において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する  
場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄  
に掲げる字句とする。

附則第十三条の 規定により読み 替えられた第五 条第一項第一号 ロ	とし、	とし、法附則第十条第三項の規定により厚生 労働大臣が定める組合の被保険者であつて指 定組合特定被保険者でないものに係る前期高 齢者納付金の納付に要する費用の額に相当す る額として厚生労働省令で定めるところによ
---	-----	--

---

---

り算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の五の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付

---

	<p>を除く。) から同項</p>	<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第三項</p>
<p>金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額)並びに</p>	<p>の合算額を除く。) から第三項</p>	<p>算定した額 (組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の五の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得</p>



---

---

た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに

---

<p>第五号イ 第五條第四項第</p>	<p>第五號 第五條第四項第</p>	
<p>得た額</p>	<p>得た額（</p>	<p>を除く</p>
<p>得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十條第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働</p>	<p>より算定した額。 得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十條第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。</p>	<p>の合算額を除く</p>

<p>第五條第四項第 二號ロ</p>	
<p>ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た</p>	
<p>ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高</p>	<p>働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三条の五の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十三条の五の六第一号に規定する調整対象給付費見込額（以下この号において「調整対象給付費見込額」という。）に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合を乗じて得た額）</p>

---

額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 千分の百六十四

---

齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額。以下このロにおいて「給付費相当額控除後特定納付費用額」という。）に係る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合

- (1) 給付費相当額控除後特定納付費用額のうち、組合特定被保険者のうち法附則第十條第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の
-

---

---

額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する後期高齢者支援金の額に同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額の合計額に二分の一を乗じて得た額に係る特定割合 厚生労働省令で定める基準となる年度における被保険者に係る所得並びに療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護

---

(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

	療養費、特別療養費及び移送費の支給に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した組合別財政力指数の区分に従い、厚生労働省令で定める割合
	(2) 給付費相当額控除後特定納付費用額のうち(1)に規定する二分の一を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合 千分の百六十四

第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二第一項中「この条において同じ」を「同じ」に改め、「第二号に掲げる額」の下に「（特定健康保険組合」を、「特定健康保険組合」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「第三項において」を「以下」に改め、同条第二項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例）

第四条の三 平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合にあっては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一 平成二十七年度における当該被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に二分の一を乗じて得た額

二 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に二分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十七年度における当該被用者保険等被保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の八第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の八第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

（平成二十八年度の被用者保険等被保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例）

第四条の四 平成二十八年度の被用者保険等被保険者に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合にあっては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一 平成二十八年度における当該被用者保険等被保険者に係る第二十五条の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金



額」という。)に三分の一を乗じて得た額

二 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十八年度における当該被用者保険等  
保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の十第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康  
保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の十第三項に規定する率を  
乗じて得た額とする。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正  
する。

附則第六条第四項中「から平成二十九年度までの間」を削り、「並びに同法附則第四条の四の規定によ  
り読み替えられた同法第一百五十三条、第一百五十四条、」を「、同法附則第五条の二の規定により読み替え

られた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五百十三條第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五百十四條第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法に改め、「第七十六條の規定」の下に「並びに同法附則第五条の四の規定」を加え、同項の表第五百十三條第二項の項中「及び同法」、「附則第七條第一項に規定する」及び「同法」を削り、「除く。」及び「を」を「除く。」、「」に改め、同表に次のように加える。

附則第五条の四	第五条の二までの規定	第五条の二までの規定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条第四項の規定
	<p>第五百十三條第一項、附則第五条の二の規定により読み替えて適用される</p>	<p>第五百十三條第一項、改正令附則第六条第四項の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により読み替えられた</p>



<p>第七條の二第三項</p>	<p>第七條の二第三項</p>	<p>及び国民健康保険法</p>
<p>第百五十一條</p>	<p>第百七十三條</p>	<p>、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第百五十三條第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法</p>
<p>第百五十三條第二項</p>	<p>病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）</p>	<p>老人保健拠出金、第百七十三條          病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）、平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次條第二項にお</p>

		<p>いて「老人保健医療費拠出金」という。）</p>
<p>第一百五十四条第 二項</p>	<p>及び同法附則第七条第一項に規定 する病床転換支援金</p>	<p>、同法附則第七条第一項に規定する病床転換 支援金及び老人保健医療費拠出金</p>
<p>第一百五十五条第 一項</p>	<p>及び</p>	<p>、老人保健拠出金及び</p>
<p>第一百六十条第三 項第二号</p>	<p>病床転換支援金等</p>	<p>病床転換支援金等、老人保健拠出金</p>
<p>第一百六十条第十 四項</p>	<p>及び病床転換支援金等</p>	<p>、病床転換支援金等の額及び老人保健拠出金</p>
<p>第七十三條第 一項及び第七 十六條</p>	<p>及び病床転換支援金等</p>	<p>、病床転換支援金等及び老人保健拠出金</p>
<p>附則第二条第一</p>	<p>病床転換支援金等</p>	<p>病床転換支援金等、老人保健拠出金</p>

項	附則第五条の五	
及び第五条の三の規定にかかわらず	<p>第二百五十三条第一項、附則第五条の三の規定により読み替えて適用される</p>	<p>附則第四条の四の規定により読み替えて適用される</p>
及び第五条の三の規定並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この条において「改正令」という。）附則第六条第五項の規定にかかわらず	<p>第二百五十三条第一項、改正令附則第六条第五項の規定により読み替えて適用される附則第五条の三の規定により読み替えられた</p>	<p>改正令附則第六条第五項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた</p>

の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第百五十一条、第百五十五条第一項、第百六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項及び第百五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百七十三条第一項及び第百七十六条の規定並びに同法附則第五条の六の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條の二第三項	及び国民健康保険法
	<p>、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「</p>

		<p>老人保健拠出金」という。)及び国民健康保険法</p>
<p>第一百五十一条</p>	<p>第七七十三条</p>	<p>老人保健拠出金、第七七十三条</p>
<p>第一百五十三条第 二項</p>	<p>及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)</p>	<p>、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金(次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。)</p>
<p>第五十四条第 二項</p>	<p>及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金</p>	<p>、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金</p>
<p>第五十五条第 一項</p>	<p>及び</p>	<p>、老人保健拠出金及び</p>
<p>第六十条第三</p>	<p>病床転換支援金等</p>	<p>病床転換支援金等、老人保健拠出金</p>



項第二号	第百六十条第十 四項	第百七十三條第 一項及び第百七 十六條	附則第二條第一 項	附則第五條の六
	及び病床轉換支援金等	及び病床轉換支援金等	病床轉換支援金等	及び第五條の規定  附則第四條の四の規定により読み
	、 病床轉換支援金等の額及び老人保健拠出金	、 病床轉換支援金等及び老人保健拠出金	病床轉換支援金等、老人保健拠出金	及び第五條の規定並びに健康保険法施行令等 の一部を改正する政令（平成二十年政令第百 十六号。以下この条において「改正令」とい う。）附則第六條第六項の規定  改正令附則第六條第六項の規定により読み替

替えて適用される

えて適用される附則第四条の四の規定により  
読み替えられた

(平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の一部改正)

第四条 平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令(平成二十七年政令第百十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

本則に次の一条を加える。

(負担調整基準率)

第三条 平成二十七年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十一とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令その他の関係政令の整備を行う必要があるからである。